

ミラージュランド園内 販売店舗の出店について  
＜2019年10月1日以降のミラージュランド園内出店について＞

一般財団法人魚津市施設管理公社（ミラージュランド）

◇出店料

- ・1店舗（車両）につき 1,100円/1店舗・1日
- ・1日の単位はミラージュランド営業時間の出店（9：00～17：00）

◇その他料金

- ・設備管理料 1,400円/1店舗・1日
  - ・電気料 500円/1系統（1つのブレーカーにつき）※電気使用時のみ
- ＜例＞ 出店料 1,100円 + 設備管理料 1,400円 + 電気料 500円 = 3,000円/日

◇支払いについて

- ・出店日当日にミラージュハウス受付にて所定金額をお支払いください。（現金のみ）

◇出店場所について

- ・ミラージュランド園内の指定場所（別紙図面参照）において店舗（車両）を設置できます。

＜1日出店数＞ 1日最大出店数は従来通り（2019年11月4日まで）

※2020年3月から 最大出店数 6店舗 / 1日＜申請により先着順＞

出店当日の朝8時30分に搬入ゲート前を集合場所とし出店者間による話し合い、  
またはくじびきを行い設置場所の決定を行います。  
また、当公社において出店者間（出店品目重複等）の調整及び出店場所の調整は行いません。  
※イベント開催での出店時は当園にて場所及び台数の指定を行う場合がございます。  
※2020年3月から出店場所は従来設置場所から一部変更になります。

◇出店申請について

- ・申請は先着順とし、各店舗により予め出店の計画がある場合は 1か月単位で前月の25日～末日までに 所定の「行為許可申請書」を1出店（1日）につき1枚の申請書を施設管理公社に提出してください。
  - ・「行為許可申請書」提出先 一般財団法人魚津市施設管理公社 ミラージュハウス
  - ・行為許可申請書はミラージュランドホームページからダウンロードしてメールまたはファックスでお送りください。 ※トップページ最下段にある「施設利用申請について」をご覧ください
- ※出店の可否についてはEメールでお知らせいたします。要綱にあるアドレス欄記入（電話問合せ不可）
- メールアドレス mirage@nice-tv.jp ※メール件名 「〇月〇日 出店申請・店名」を記載  
FAX 0765-24-9580

◇出店キャンセルについて

- ・出店者による都合や悪天候等により出店キャンセルとする場合は事前（当日8：30まで）に電話連絡をし、それら該当日の申請書を当公社にて破棄いたします。 TEL 0765-24-6999

◇その他

- ・その他、出店についての詳細は販売要綱に従い出店を行ってください。
- ※初回申請時に内容確認後、署名・捺印・連絡先記入を行い直接窓口にてご提出ください。

## 1 目的

魚津総合公園及びミラージュランドのオープンスペースを活用した魅力づくりの一環として、移動販売車両等による飲食の提供及び物品の販売を行い、これまで推進してきた利用者の利便性の向上と魚津総合公園等の魅力をさらに高めることを目的とします。

## 2 概要

当会社では、指定管理者として管理する魚津総合公園において、移動販売車両等による飲食の提供及び物品の販売を行う出店者に遵守していただくべき事項を定めます。

### (1) 出店場所及び区画

別紙1のとおり

※出店区画は当会社の指定する場所に限りません。

### (2) 出店資格

次に該当する場合は、出店することができません。

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 市民税等の税金を滞納している者
- ⑨ 暴力的関係者（反社会的勢力）及びその繋がりがあるとされる者

また、次に該当する者でなければ出店することができません。

- ① 公的機関の定める営業許可証がある者（開業までに取得すれば可）
- ② 食品衛生責任者等資格を有する者（開業までに取得すれば可）
- ③ 移動販売車両または模擬店舗を保有及び保有計画があり実施可能である者
- ④ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者
- ⑤ 適切なゴミ処理（残飯類）及び販売後、移動販売車両周囲のゴミ（包装類）回収を行える者
- ⑥ 当会社の販売スケジュール及び方針、区画に同意できる者
- ⑦ 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力のできる者

### (3) 販売が可能な商品及び販売スケジュール・催事開催について

- ① 販売が可能な飲食物は保健所の許可を得た販売に限定します。
- ② 販売スケジュールは当会社にて協議します。
- ③ イベント、繁忙期、企画等によりその内容を適宜見直す事（出店料・販売品目の制限等）があります。

#### (4) 営業時間及び搬入時間

原則として、販売は午前9時00分から午後4時30分までとします。

ただし、状況により変更（短縮、延長等）は可能とします。また車両の施設内搬入は午前8時30分までに指定の搬入門付近に集合し、全車両が集まった後に公社職員が立会いの下、施設内に進入する事とします。

### 3 その他留意事項

- ※ 販売品は、衛生的に取り扱ってください。
- ※ 車両の搬入・搬出は出店者各自で行ってください。搬入・搬出については、公社職員の指示に従ってください。
- ※ 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- ※ 販売終了後は、設置前と同じ状況（現状復帰）へ戻してください。
- ※ 販売品についての事故や苦情は、原則として出店者の責任とし、迅速な対応を行ってください。
- ※ 出店者が当公社の運営方針に反する行為を行った場合は、出店を停止させることがあります。
- ※ 出店者が虚偽の申請をした場合は、出店を停止させることがあります。
- ※ 移動販売車両出店により出た排水は、各出店者で持ち帰りください。
- ※ 出店者は、販売中必ずゴミ箱を設置し、販売後は持ち帰りください。
- ※ 喫煙は園内の喫煙指定場所にてお願いします。
- ※ 販売車内、販売車の裏などお客様の目につく場所で喫煙しないでください。
- ※ 営業中の飲酒は禁止します。飲酒での営業を確認した場合は次回から出店禁止とします。
- ※ 販売車両の設置場所によっては单相100V電源が供給できない場所があります。その場合は各販売者によって発電機を設置してください。またその際は発電機及び燃料缶が施設利用者によって容易に触れられる事のない様、設置場所に考慮し安全対策を施してください。また、機器の設置場所には必ず消火器の設置を行ってください。  
なお、発電機に係る経費（燃料、賃料等）については全て販売者の負担とします。
- ※ 販売車外での飲食物の提供を禁止します。営業許可の範囲内での営業を行ってください。
- ※ 悪天候または出店者の都合による出店の可否については、各出店者により当日の朝8時30分までに公社へ連絡してください。（0765-24-6999・水曜日休園）
- ※ 営業に支障が出るほどの悪天候の場合のみ途中退出することができます。
- ※ お客様が少ない、売上が上がらないなどの理由による途中退出はできません。

これら出店及び販売要綱について全て了承し、下記に署名いたします。

令和            年            月            日

店名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_